

令和7年度 公文書開示状況（8月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等				
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号			
1	R7. 6. 3	R7. 7. 29	・ IR(特定複合観光施設)に関するアンケート調査の実施について(協力依頼)に対する東京都回答 ・ 統合型リゾート(IR)に関する現状について ・ 統合型リゾート(IR)に関する現状と今後の対応について ・ 統合型リゾート(IR)に関する最近の状況について ・ IR区域整備計画の認定時期に関する最近の動向及び報道について ・ 特定複合観光施設区域整備計画比較(大阪府、長崎県) ・ 令和5年4月12日 IR関連報道について ・ 統合型リゾート(IR)区域整備計画の認定審査結果について ・ 令和5年7月24日時点 直近のIR関連報道について ・ 大阪IR実施協定案について(報道各紙抜粋) ・ 大阪府・市IR計画について ・ 令和5年12月27日IR関連報道について ・ 統合型リゾート(IR)区域整備計画の認定審査結果について(長崎) ・ 海外IR売上高、海外諸都市観光客推移 ・ 局長引継資料(3件) ・ 統合型リゾート(IR)に関する現状について ・ ギャンブル等依存症対策の状況について ・ 海外IR売上高、海外諸都市観光客推移 ・ ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案について	52	1																	港湾局 総務部 企画計理課	
2	R7. 6. 3	R7. 7. 29	・ IR(特定複合観光施設)に関するアンケート調査の実施について(協力依頼) ・ 統合型リゾート(IR)に関する委託調査・予算要求について	4		1									1	1						・ 「統合型リゾート(IR)に関する調査委託・予算要求について」令和7年度の予算要求(案) 条例第7条第5号に該当 検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 ・ メールアドレス 条例第7条第6号に該当 関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・ 「統合型リゾート(IR)に関する調査委託・予算要求について」委託調査に関する考え方 条例第7条第5号及び6号に該当 検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれや、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 都が行う調査研究に係る事務に関し、公にすることにより、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため。	港湾局 総務部 企画計理課